

医療機関の受診について

1 里親に委託されている子供の医療費について

里親委託中の子供の診療に必要な医療費は、健康保険が適用される場合は「受診券」により公費で負担され、自己負担はありません。里親委託中の子供が医療機関を受診する場合は、子供の「健康保険証」と「受診券」、あるいはその子供が無保険のときは「受診券」のみを持参します。御不明な点は担当の児童相談所までお問い合わせください。

2 受診券による医療費の請求について

里親が受診券を提示した場合の医療費の請求は、受診券の裏面のとおりです。医療費の自己負担分は、埼玉県が社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会を通じて医療機関に支払います。

受診券 (表面)	
公費負担者番号 53116018	平成 年 月 日交付
受給者番号 0000000	
里親名 (指図年月日)	
里親住所	
児童氏名(通称名)	
生年月日・性別	
被保険者証 有()*	
保険者番号	
記号番号	
交付機関名	埼玉県 児童相談所長 印
(連絡先)	
※請求方法は裏面参照	

受診券の見本

受診券 (裏面)	
＜医療機関の皆様へのお願い＞ この「受診券」(法別53)を持参した患者は、児童福祉法により、埼玉県が児童福祉施設又は里親へ措置している児童です。保険適用の医療費の自己負担分については埼玉県が負担しますので、窓口での費用徴収はしないようお願いします。	
1 請求先は表面の「被保険者証」の記載状況により異なります。	
被保険者証	請求先
有(国)	国民健康保険団体連合会
有(社)	社会保険診療報酬支払基金
無	
2 御不明の場合は、表面の児童相談所までお問い合わせください。	

3 柔道整復師(接骨院)の扱いについて

接骨院を利用する場合は、里親関係諸費請求の手引き・様式12-3「施術療養」証明書兼領収書が必要です。

接骨院では、「受診券」は使用できません。里親が費用を立て替え、立て替え分は領収書と上記「施術療養」証明書兼領収書で県(里親会)に請求することになります。

4 受付窓口等での呼び名について

里親に委託されている子供には、普段、実名を使用している子供と通称名を使用している子供がいます。待合室等での呼び方で子供が混乱することがあります。受診券に通称名が記載されている場合には、通称名での呼び方をお願いします。

問合せ先

お住まいの地域の児童相談所にお問い合わせください。

児童相談所	お住まいの地域
中央児童相談所 ☎048-775-4152 〒362-0013 上尾市上尾村1242-1	鴻巣市・上尾市・桶川市・久喜市・ 北本市・蓮田市・白岡市・伊奈町
南児童相談所 ☎048-262-4152 〒333-0848 川口市芝下1-1-56	川口市・蕨市・戸田市
川越児童相談所 ☎049-223-4152 〒350-0838 川越市宮元町33-1	川越市・東松山市・富士見市・坂戸市・ 鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・ 入間郡・比企郡・東秩父村
所沢児童相談所 ☎04-2992-4152 〒359-0042 所沢市並木1-9-2	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・ 朝霞市・志木市・和光市・新座市
熊谷児童相談所 ☎048-521-4152 〒360-0014 熊谷市箱田5-12-1	熊谷市・行田市・秩父市・加須市・ 本庄市・羽生市・深谷市・秩父郡(東 秩父村を除く)・児玉郡・大里郡
越谷児童相談所 ☎048-975-4152 〒343-0033 越谷市恩間402-1	春日部市・越谷市・幸手市・ 南埼玉郡・北葛飾郡
越谷児童相談所草加支所 ☎048-920-4152 〒340-0035 草加市西町425-2	草加市・八潮市・三郷市・吉川市

●さいたま市にお住まいの方は、さいたま市児童相談所にお問い合わせください。

さいたま市児童相談所 ☎048-711-2416
 〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎4-4-10
 さいたま市子ども家庭総合センター「あいぱれっと」4階

里親制度の ごあんない

里親制度——
それは温かな愛の絆。

さあ、共に歩こう。

一般社団法人 埼玉県里親会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
 埼玉県浦和合同庁舎 別館2階
 電話 048-764-8110

里親制度 とは

両親の病気、家出、離婚など様々な理由により家庭で養育できない、あるいは保護者の不適切な養育のため家庭で暮らせない子供たちを、一時的又は長期的に、里親が保護者に代わって温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てる制度を「里親制度」といいます。

里親制度は児童福祉法に規定されているものです。

里親の認定登録は、知事が児童福祉審議会に諮問して行います。子供の委託は、児童相談所が行います。

里親や委託中の子供の指導は、関係機関と連携しながら児童相談所が中心となって行います。



幼稚園・学校での受入れに当たって

里親委託中の子供だからといって、同情的になったり、特別な扱いをしたりする必要はありませんが、子供が新しい環境になじめるよう、里親とよく話し合いながら対応してください。

また、以下の事項については御配慮をお願いします。

1 姓について

里親の多くは、委託中の子供について里親と同じ姓（以下「通称名」という。）を名乗らせたいと考えています。それは、里親子関係の安定のためにも、周囲の不必要な憶測を生まないためにも、大切な方策の一つです。里親から希望が出された場合には、法令で定められたもの以外については通称名の使用とともに、通称名で呼んでください。

2 証明書の作成について

	幼稚園	学校
◎幼稚園入園・在園証明書兼保育料等納付証明書について	幼稚園に入園・在園する場合、入園費や保育料の支給を受けるために必要な書類です。里親から請求があった場合には作成をお願いします。	
◎幼稚園就園奨励費等補助金について	里親委託中の子供は、市町村が実施する幼稚園就園奨励費補助の対象（子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園は除く。）になります。里親が児童相談所の発行する児童委託証明書を持参した場合は、各市町村に奨励費等補助の手続きをお願いします。	
		里親が、委託中の子供にかかる教材費等の支給を受けるために、右頁一覧表のとおり、学校長の証明が必要なものがありますので、作成をお願いします。 なお、公立・私立を問わず高等学校の場合は、教育費の支援として就学支援金が支給されます。各種補助申請については、適切な対応をお願いします。

3 授業の配慮について

「生命の教育」等の授業で、子供に対し乳児期の写真や、乳児期に使用していた物を持参させることがあるようです。里親に委託された子供の中には、生後間もなく児童福祉施設に入所したり、在宅で放任されていたりした子がいます。こうした教材が必要な場合には、事前に里親に連絡していただき、適切な対応をお願いします。

4 卒業証書について

卒業証書は、戸籍上の実名で作られますが、里子が通称名を使用している場合には、実名と通称名の証書をそれぞれ作成し、式場では通称名の証書を手渡すという方法をとっていただいています。あるいは戸籍名の証書であっても、式場では通称名で呼ぶという方法をとるなど、子供の不利益にならない配慮をいただいています。里親と連絡をとりあい、適切な対応をお願いします。

幼稚園長及び学校長の証明が必要な主な証明書類一覧			
	申請書類	内容	作成時期
就学前	幼稚園入園・在園証明書兼保育料等納付証明書	幼稚園就園に必要な入園費、保育料、制服等の費用支給のため	1～2月に作成 3月20日必着
	幼稚園就園奨励費等補助金支給証明		
	幼稚園指定用品証明書	園児服、カバン等の費用支給のため	
小・中学校	在学証明書	教育費及び入学支度金支給のため	年度始め 中途委託の場合 その時点
	給食費証明書	学校給食費支給のため	
	指定教材証明書	学校等で使用する教材の費用支給のため	学期ごと 3月は15日必着
	修学旅行（見学旅行）参加証明書	小学校6年・中学校3年・高校生等の修学旅行費の支給のため	実施後速やかに
	夏（冬）季特別行事参加証明書	林間学校やスキー教室等学校で実施する特別行事参加費の支給のため	
部活動費用証明書	部活動に必要な道具代・遠征費等	適宜	
高校	高等学校等在学証明書	高校教育費、入学支度金支給のため	5月末まで 中途委託の場合 その時点

※所定の様式があります。里親の申請により作成してください。